

令和3年 第5回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招 集 期 日	令和3年5月27日(木)	開会 午後2時33分	閉会 午後3時12分	
2 招 集 場 所	岩出山総合支所2階 第3会議室			
3 出 席 委 員	教 育 長	熊 野 充 利	教 育 長 者 職 務 代 理 者	青 沼 陽 一
	委 員	若 見 朝 子	委 員	佐 藤 寛
	委 員	堀 智 恵 子	委 員	早 坂 正 年
4 欠 席 委 員	なし			
5 傍 聴 者	なし			
6 事 務 局 職 員 者 出 席 席 者	教 育 部 長	宮 川 亨	教 育 部 参 事	田 中 政 弘
	教 育 部 参 事 兼 教 育 総 務 課 長 事 務 取 扱	宮 野 学	学 校 教 育 課 長	木 村 博 敏
	生 涯 学 習 課 長	高 橋 和 広	文 化 財 課 長	横 山 一 也
	中 央 公 民 館 長	中 川 早 苗	鳴 子 公 民 館 長	佐 藤 康 幸
	図 書 館 長	高 橋 誠 明	学 校 教 育 課 副 参 事	菅 原 栄 治
7 書 記	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	久 本 裕	教 育 総 務 課 主 幹 兼 係 長	加 藤 浩 司
8 議 事	専決事項報告	大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について		
	専決事項報告	大崎市障害児就学指導審議会委員・専門員の委嘱に関する専決処分について		
	議案第30号	大崎市奨学資金貸与事業運営委員の委嘱について		
	議案第31号	大崎市公民館条例の一部を改正する条例		
	議案第32号	大崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例【追加議案】		
	報告事項	大崎市特別支援連携協議会委員の委嘱について		
	報告事項	大崎市民ギャラリー運営委員会委員の委嘱について		
	報告事項	大崎市地域学校GIGAスクール構想の整備、運用状況について		

<p>教育長</p>	<p>ただいまから、令和3年第5回大崎市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>出席委員定足数に達しておりますので、令和3年第5回大崎市教育委員会定例会は成立いたしました。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりとなります。</p> <p>なお、議案第32号大崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例については、日程を追加し、御審議いただくことといたしましたので、御了承願います。</p> <p>これより会議を開きます。</p>
<p>教育長</p>	<p>初めに、令和3年第4回定例会会議録の承認を求めます。</p> <p>内容については、御異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>御異議ないものと認め、会議録を承認いたします。</p> <p>次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>佐藤委員にお願いをいたします。</p> <p>また、本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>続いて、私から教育長報告をさせていただきます。</p> <p>初めに、5月16日に挙行いたしました古川北小学校開校式について御報告いたします。</p> <p>この開校式では、大崎市長から教育委員会を経て、古川北小学校への校旗授与、児童代表の言葉、さらには校歌斉唱などが行われました。児童代表の6年生の2名からは、校庭で多くの友だちと遊べて楽しいことや、授業の中で多くの意見が出され、大いに刺激を受けていることなど、新しい学校への期待や喜びが伺われ、大変うれしく感じたところです。</p> <p>多くの来賓の方々並びに教育委員の皆様にも、御多忙の中、御出席いただきましたこと、この場をおかりいたしまして感謝申し上げます。</p> <p>令和3年度は、古川西部地区において令和5年4月の統合校の開校に向け、昨年度に引き続き、統合準備委員会などの会議を進め、子供たちの教育環境の充実に向け、鋭意努力してまいります。</p> <p>次に、小学校の運動会の実施状況について申し上げます。</p> <p>市内各小学校では、一部を除き、5月15日から25日にかけて、それぞれに創意工夫を凝らした運動会が開催されました。</p> <p>雨天のため順延となった学校もありましたが、保護者の皆様の笑顔につつまれながら、何とか各小学校の運動会が終了いたしました。</p> <p>また、5月29日と30日の両日におきましては、大崎市中学校総合体育大会が開催される予定であります。各種スポーツにおける生徒たちの日頃の活動の成果と奮闘を期待しております。</p> <p>次に、県指定有形文化財の修復工事について申し上げます。</p> <p>経年劣化と雨漏りにより腐食が進み一部破損していた田尻地域の指定建造物であります祇劫寺本堂御成玄関の修復工事を県補助事業として4月23日から着手しており、屋根葺きや外壁の貼り替え等を行い、11月に完了する予定としております。</p>

最後に、6月17日から開会いたします令和3年第2回大崎市議会定例会について申し上げます。

各種補正予算と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした対策事業に係る予算を提出する予定としております。

これらの議案質疑に加え、一般質問を含めて本定例会は6月30日まで行われる予定となっております。

本日の委員会では、各種委員会の委員の委嘱、公民館条例の改正などが主な議案となっております、さらにGIGAスクール構想の整備、運用状況について報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、教育長報告を終わります。

この報告について、何かご意見があればお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようですので、教育長報告については以上とさせていただきます。

続きまして、専決処分報告を行います。

初めに、大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告をお願いします。

教育総務課長、報告願います。

教育総務課長 専決処分報告、大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について御説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年4月1日付けの人事異動に伴い、大崎保健所から後任の委員の推薦を受け、専決処分により委嘱したものです。

大崎保健所から後任の委員の推薦を受けたのが令和3年4月15日開催の第4回教育委員会定例会直後であったため、今回の教育委員会定例会への報告となったものです。

任期は、前任者の残任期間となることから、令和4年9月30日までとなります。

以上、専決処分報告といたしますが、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようですので、この件については以上とさせていただきます。

次に、大崎市障害児就学指導審議会委員・専門員の委嘱に関する専決処分についての報告をお願いします。

学校教育課長、報告願います。

学校教育課長 報告事項、大崎市特別支援連携協議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

大崎市特別支援連携協議会につきましては、障害のある乳幼児、児童及び生徒に対し、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導及び支援を推進することを目的に設置されております。

協議会委員は、設置要綱により、特別支援教育の関係機関の担当者及び教育関係者のうちから委嘱することとされております。

任期は1年で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとしております。

本協議会は市教育委員会の附属機関ではないことから、報告事項とさせていただきます。

以上、大崎市特別支援連携協議会委員の委嘱についての御報告とさせていただきます。

教育長

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようですので、この件については以上とさせていただきます。それでは、議事に入りたいと思います。

日程第1、議案第30号大崎市奨学資金貸与事業運営委員の委嘱についてを議題といたします。

学校教育課長、説明願います。

学校教育課長

議案第30号大崎市奨学資金貸与事業運営委員の委嘱について御説明申し上げます。

3ページをごらんください。

奨学資金貸付につきましては、貸付基金を設置しており高校や大学に在学する生徒の修学を支援するものでございますが、その奨学生の選考に関する事などを審議するため、運営委員会を設置することとされております。

本運営委員につきましては、令和3年5月31日に任期満了となりますことから、奨学資金貸付事業に関する条例第6条の規定に基づき、議案のとおり、新たに委員9名を委嘱するものであります。

また、任期につきましては、条例第7条の規定により1年となっておりますので、令和3年6月1日から令和4年5月31日までの委嘱とするものであります。

以上、議案第30号の提案説明といたしますが、何卒御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

質疑がなければ、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程第2、議案第31号大崎市公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

鳴子公民館長、説明願います。

鳴子公民館長

私のほうからは、議案第31号大崎市公民館条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

4ページ、5ページになります。

現在、新しく鳴子総合支所と公民館が合築されました建物が建築中でございます。それに伴いまして、条例の一部を改正する必要がありますので、こちらのほうで改正するということになります。

改正する点につきましては、2点です。

まず、位置が変わりますので、位置を変更いたします。

あとは使用料です。建物の大きさが変わるということで、使用料が変更となります。

これら2点を改正していくということになります。

まずは位置なのですが、現在、鷺ノ巣85番の4ですが、今度は鷺ノ巣86番地1に改めたいと考えております。

続きまして、条例の中であります公民館の使用施設になりますけれども、研修室1から3、あと和室1と2ということになります。こちらの施設の大きさが変わるということで、今回こちらの施設の計算につきましては公民館の利用料を計算する際に、大崎市の公民館におきましては面積によって金額が決められておりますので、そちらのほうを参考にしながらこちらの料金に当てはめていくということになります。

見やすいのは5ページの新旧対照表、別表第9条の鳴子公民館のところを見ていただくとわかると思うのですが、使用料は区分としまして午前、午後、夜間という3つの区分に分けられております。それぞれ金額については、午前、午後、夜間、同じ金額になっております。

研修室1が現在1,300円が500円に、研修室2が900円が500円に、研修室3につきましては現在500円が、面積が大きくなりますので、900円ということになります。

和室につきましては、和室1が現在900円いただいているものが500円に、和室2につきましてはこちらも今度は面積が大きくなりますので、500円から900円ということで改めるものでございます。

この施行期日につきましては、今回条例で定めまして、現在、10月上旬とさきほど申しましたが、今後、もし建設のほうがコロナで当初の予定していた期日に間に合わなかったりすることもありますので、規則の中に期日のほうも今後定めてまいりたいということでございます。

経過措置につきましては、こちらの規程が定められる前までの料金は前の料金で、その後は新しい料金になるということの経過措置がこちらのほうに記載させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

教育長

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようですので、この件については以上とさせていただきます。次に、日程追加、議案第32号大崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

教育総務課長、説明願います。

教育総務課長

議案第32号大崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

追加議案書をごらん下さい。

本件につきましては、令和3年8月23日から給食提供予定としております大崎東学校給食センターについて、大崎市学校給食センター条例に名称及び位置を定めるものです。

昨日、例規審議委員会が開催され、改正内容が整いましたので、本日、追加議案により審議をお願いするものです。
御審議のうえ、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

質疑がなければ、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、(1)大崎市特別支援連携協議会委員の委嘱についての報告をお願いします。

学校教育課長、報告願います。

学校教育課長

報告事項、大崎市特別支援連携協議会委員の委嘱について、御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

大崎市特別支援連携協議会につきましては、障害のある乳幼児、児童及び生徒に対し、生活や学習上の困難を改善、または克服するための適切な指導及び支援を推進することを目的に設置されております。

協議会委員は、設置要綱により、特別支援教育の関係機関の担当者及び教育関係者のうちから委嘱することとされております。

任期は1年で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとしております。

本協議会は市教育委員会の附属機関ではないことから、報告事項とさせていただきます。

以上、大崎市特別支援連携協議会委員の委嘱についての御報告とさせていただきます。

教育長

ただいまの件につきまして、御質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

なければ、本案については了といたします。

続きまして、(2)大崎市民ギャラリー運営委員会委員の委嘱についての報告をお願いします。

中央公民館長、報告願います。

中央公民館長

御報告申し上げます。

大崎市民ギャラリー運営委員会の委員の委嘱についてでございます。

定例会資料2になります。

市民ギャラリーの運営委員につきましては、大崎市民ギャラリー条例第14条第2項第1号に規定する学識経験者、第2号に規定する学校教育関係者、第3号に規定する地域関係団体代表者のうちから5名の方々に対しまして、令和2年8月1日から令和4年7月31日までの2年間の任期で委員の委嘱を現在させていただいているところでございます。

これまで3号委員として委嘱させていただいておりました二ノ構区長であります穴戸浩一委員から、令和3年3月末日をもって区長を退任したとの報告を令和3年4月1日に受けております。

このことから、新たな委員を委嘱する必要が生じたので、推薦母体であります古川地域区長会連絡協議会に新たな委員の推薦を依頼しておりましたところ、新たに二ノ構区長となりました菅原孝氏を御推薦いただきましたので、教育機関以外の施設の長に対する事務委任規程第2条の規定に基づき、教育長の決裁を受けた後、令和3年4月1日に遡って菅原孝氏を委員として委嘱させていただきましたので、御報告いたします。

なお、菅原委員の任期につきましては、市民ギャラリー条例第14条第3項の規定により、前任委員の残任期間の令和3年4月1日から令和4年7月31日までとなりますので、御報告いたします。

以上です。

教育長

ただいまの件につきまして、御質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

なければ、本案については了といたします。

続きまして、(3)大崎市地域学校GIGAスクール構想の整備、運用状況についての報告をお願いします。

学校教育課副参事、報告願います。

学校教育課
副参事

私のほうから、GIGAスクール構想の整備、運用状況について報告をさせていただきます。GIGAの報告らしく、タブレット等を使いながら報告をさせていただきます。

GIGAスクール構想ですが、本年度から本格的に各児童生徒、1人1台のタブレットが配付され、実際に活用されているところでございます。

以前からお話しをさせていただいておりますが、タブレットの導入で目指している授業ということで、活用の場面なのですけれども、一斉の授業の中で、個別授業の中で、郷土学習の中でこのタブレットを活用していくことを目標にしているところです。

一斉の授業の中では一人一人の反応を捉えた双方向の授業でありますとか、あとは個別学習であれば一人一人の学習状況や理解度に応じた授業の実施、そして共同学習の中では一人一人の考えを共有し、共に学び合う授業ということで活用させていただいております。

昨年度の末から徐々に活用しております、そのような中でタブレットPCを使う効果というのが各先生方、実感のもと、運用ができていくということになります。

まず一つは、いつでもどこでも使うことができるという点です。あと、1人1台、カメラを持っているというところ、そして言葉だけより視覚できればわかりやすい、自分の考えを説明するとき効果的に使える、意見を共有しやすい、写真などの資料への取り入れが簡単である、グループ学習がしやすい、ウェブでさまざまな情報を収集、整理できる、施設や人とつながることができるというところで、そういうつながる学び、深まる学びの実現に向けて、現在各校で積極的な活用が行われているというところになります。

こちらのほう、カメラの使用例をのちほどごらんいただきたいと思います。実際に、指導主事を含めまして、各学校のほうに視察等に入っております。そのときの写真等を載せているところでございます。

1人で調べ学習，あとは協働によって調べ学習を進める姿というところがございます。このような一人一人が調べたものを今度は学習発表という形で，そういう一人一人の考えを共有する場を学校で設けているところです。

実際には，こうやって子どもたちが頭を寄せ合って，いろいろ知恵を出し合いながら考えている場面や，あとはみんなの意見はどうかなどということで，画面のほう，少し見づらいのですが，四角い箱があるのですけれども，こちらのほうはGスイートエデュケーションのほうを使って子どもたちの意見を書いたものをみんなで共有して見合っているというようなところになります。

また同時に，プロジェクターですとか，このサイズのモニターも各校に配置されているところでもあります。先生が子どもたちが書いたものに実際に，タッチペンの機能もありまして，答えを書いたり，採点をしたりすることができるようになってきているということです。

市教委といたしましても，ICT活用の研修会を今後も続けていって，先生方にできるだけ多く活用していただきたいということで，支援をしているところでございます。写真は4月20日行われた研修会の様子です。

今後の予定についても，6月から各学校にICT支援員の配置が予定されています。また，今月の28日にはプログラミング研修会を実施する予定になっております。

また，各学校のほうには情報担当の先生がいらっしやいまして，こちらのほうから，本年度，それぞれの学校で実践したい好事例を1点挙げていただいて，それを好事例集という形でまとめて，各学校に発出していききたいと考えているところでございます。

まだまだ始まったばかりの授業ではあるのですが，子どもたちの学びにつなげていきたいと考えているところです。

また，子どもたちの動画のほうも撮影してまいりました。子どもたちはこのようにいろいろ意見を出しながら，それぞれ，苦手な子も中にはおりますので，そういうところでわかる子が教えたりしているところです。本当に子どもたちが生き生きとして活用しているところがいくつかありましたのでご紹介をさせていただきました。

あと，先生のほうもこのようにプロジェクターを上手に使いながら，子どもたちの興味を掻き立てながら進めているところになります。

黒板のほうも電子黒板を併用し，もともとの黒板のよさもありますので，そういったところも生かしながら，これからも進めていくような形になっています。

私からの報告は以上となります。

教育長

ただいまの件につきまして，御質問はありませんか。

早坂委員。

早坂委員

非常に新鮮味があって，わくわくしました。

タブレットを使った教育云々で，通常時の教育と，あとコロナで今回学校が消毒で行けないとか，そういう自宅での勉強みたいなのところも同時に研究していかないといけないのかなと思っていまして，そういった通常時ではない，学校に行けない日にタブレットを使った教育みたいなのところも少し研究というか，コロナ禍で進められていたりするのですか。

教育長	学校教育課副参事。
学校教育課副参事	<p>現在、各家庭のほうに持ち帰った場合の通信環境、そういったところでルーターの貸出し等も行いながら整理を進めているところでございます。</p> <p>あとは、こういう状況ですので、各学校のほうにはいつ臨時休業措置という形になっても対応できるように、子どもたちのほうに実際にタブレットを使ってログインできる、そういったところを早めに体験するようにということで学校に伝えているところではございます。既にできている学校もございます。なかなか、学校によってどうしても得意な先生がいるところは進んでいくというところもございまして、6月からICT支援員が各学校に配置されますので、そういった方々の力をかりながら、早急に整備していきたいというふうに考えているところでございます。</p>
教育長	早坂委員。
早坂委員	このコロナはまだまだ長引きそうなので、学校に行けないときにいかに教育が遅れないかという体制が地域の協力の底力を上げていくと思いますので、ぜひ推進いただければなと思っています。
教育長	<p>そのほか、ご質問はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
教育長	<p>なければ、本案については了といたします。</p> <p>本日の議事案件については以上となりますが、委員の皆さんから、ほかに何かございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
教育長	それでは、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。
教育長	<p>次に、各課・館の報告に入ります。</p> <p>教育部長→参事(学校教育)→教育総務課長→学校教育課長→生涯学習課長→文化財課長→中央公民館長→図書館長→学校教育課副参事</p>

閉 会	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 主幹兼係長 加藤浩司</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">_____ 教 育 長</p> <p style="text-align: center;">_____ 署名委員</p>
-----	--